

食肉市場は他市場との違いを考慮し議論を—卸研究会で佐藤委員農水省は10月30日、第2回卸売市場の将来方向に関する研究会（座長＝根本重之拓殖大学教授）を同省本館で開催し、卸売市場に今後期待される役割と将来方向、施策のあり方などについて青果、水産、食肉、花きの各分野について6人の委員から意見を聴取した。

(社)日本食肉市場卸売協会会长の佐藤節夫委員は、食肉卸売市場の多くが产地から遠隔地に立地していることから、生体搬送のコストが生産者にとっても大きな負担となつており、市場が十分な取引量を確保し、適正な価格形成機能を確保するためには食肉市場への出荷に係る輸送費援助が望まれるとした。また、食肉卸売市場の他の生鮮食料品の卸売市場との違いとして△产地から消費者までの流通段階で商品の荷姿が大きく変わる（とくに、と畜施設の整備、運営には多額の経費が必要）△商品は主に牛肉と豚肉で種類が少ない▽商品単位の単価が高く、個体別の品質格差が大きい——などがあるため、他の生鮮食料品とは区別した観点からの議論が必要との考え方を示した。

また、佐藤委員は卸売市場の機能・役割について、集分荷機能は市場に付設した部分肉製造施設の充実により、機能の強化が図られることが見込まれると説明。他方、価格形成機能に関して豚については、取引頭数が減少し、相対取引の割合が増加していることから、せり取引価格の変動が大きくなつてきており、また、購買者の寡占化が進むなどして建値としての価格形成機能の維持が課題となつていると指摘。加えて、豚はせり取引に相対取引・予約相対取引を組み合わせることにより、大消費地に立地する中央市場での価格形成機能の向上が期待されたとした。代金決済機能については卸手数料の弾力化に伴い、出荷奨励金および完納奨励金の見直しが必要であり、また、卸売業者・購買者の資金不足の解消を図る制度等も必要との認識を示した。

同研究会は次回会合（11月6日）でも引き続き委員からの意見を聴取する。

マカオ向け牛肉の輸出認定処理施設、3施設を追加—農水省

農水省は10月30日、日本からマカオ向けに輸出される牛肉の認定処理施設として3施設が10月26日付で追加されたことを動物検疫所へ通知した。対マカオ輸出食肉取扱施設としてはこれまでに6施設が認められていたが（既報、10月9日付3面）、今般、新たに△和光ミートセンター（埼玉県和光市、と畜場）▽株アグリス・ワン和光ミートセンター（同上、食肉処理場）▽サンキヨーミート株有明ミート工場（鹿児島県志布志市、と畜場兼食肉処理場）の3施設が追加され、計12施設となつた。追加の3施設では、10月26日以降にと畜された牛に由来する牛肉について、マカオ向けの輸出が認められている。なお、これらの施設については厚労省のHPで閲覧が可能。